

次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により
随意契約を行うので、栃木県財務規則第161条の2第1項の規定により公表する。

令和4(2022)年6月10日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会長 福田 富一

1 契約の内容

いちご一会とちぎ大会特別協賛企業記念品制作業務委託
なお、詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する
障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害
福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援
又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範
囲内の価格で、最低価格を以て申込みをした者を契約の相手方とする。

4 申込方法

(1)下記により、見積書及び上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類(写し)を
提出すること。

提出期限:令和4(2022)年6月15日午前10時まで

提出場所:いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
(栃木県宇都宮市埴田1-1-20)

(栃木県国体・障害者スポーツ大会局全国障害者スポーツ大会課内)

(2)指定された場所及び時刻までに到着しない場合及び記載事項が不明瞭で判読できない場
合等については、当該見積書はこれを無効とする。

5 その他

問合せ先 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
(栃木県宇都宮市埴田1-1-20)

(栃木県国体・障害者スポーツ大会局全国障害者スポーツ大会課)

住所:栃木県宇都宮市埴田1-1-20

電話:028-623-3844